

別表第一

補助対象経費

対象経費の区分	補助基本額	備考
一	法第7条第1号の経費	<p>適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用（地上権、永小作権、賃借権その他土地に関する所有権以外の権利を消滅させるための費用を含む。）と当該用地の造成に要する費用との合算額とする。この場合、住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費の総額は、基準面積に1㎡当たりの単価（特A地域にあつては33,400円、A地域にあつては24,700円、B地域にあつては18,300円、C地域にあつては14,200円）を乗じて得た額を標準とする。</p> <p>1 「適正な時価」とは、官公署、金融機関その他適当と認められる者の評価額を参酌して補助事業者が決定する価格をいう。</p> <p>2 「基準面積」とは、660㎡（ただし、住宅に係る敷地面積は330㎡とする。）に住宅団地入居戸数（当該住宅団地に移転しようとする住居の数をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積をいう。</p> <p>3 「特A地域」、「A地域」、「B地域」、「C地域」とは、それぞれ住宅金融公庫が定める土地標準価額の地域区分による各地域をいう。 以下同じ。</p>

対象経費の区分	補助基本額	備考
二 法第7条 第2号の 経費	<p>法施行規則（昭和47年自治省令第28号。以下「規則」という。）第6条第2号に規定する補助した金額の合算額とする。この場合、同号に規定する国土交通大臣の定める額は、同号の移転者につき4,060,000円（住宅3,100,000円、住宅用地960,000円）とする。ただし、特殊土じょう地帯等にあつては、7,080,000円（住宅4,440,000円、住宅用地2,060,000円、住宅用地の造成580,000円）とする。</p>	<p>「特殊土じょう地帯等」とは、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項に基づき指定された特殊土じょう地帯、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に基づき指定された地震防災対策強化地域及び平成16年新潟県中越地震による災害に対応するため実施される集団移転促進事業に係る地域をいう。 以下同じ。</p>
三 法第7条 第3号の 経費	<p>工事費（当該住宅団地に係る住宅団地入居戸数に特A地域、A地域及びB地域にあつては3,198,000円、C地域にあつては3,581,000円を乗じて得た額を限度とする。）</p>	
四 法第7条 第4号の 経費	<p>法第2条第1項に規定する移転促進区域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案</p>	

対象経費の区分		補助基本額	備考
		して補助事業者が定める1㎡当たりの価格（宅地又は農地の区分に応じ、国土交通大臣が定める額を標準とする。）に買取り面積を乗じて得た額	
五	法第7条第5号の経費	工事費（当該住宅団地に係る住宅団地入居戸数に1,243,000円を乗じて得た額を限度とする。）	
六	法第7条第6号の経費	規則第6条第6号に規定する合算額とする。この場合、同号に規定する国土交通大臣が定める額は、規則第6条第2号に規定する移転者につき、当該移転者が離農等をする場合にあっては2,372,000円、その他の場合にあっては780,000円とする。	

(注) 1 本表に掲げる経費に係る補助基本額の合算額が、甲地域（特A地域、A地域及びB地域をいう。）にあっては17,265,000円、乙地域（C地域をいう。）にあっては16,550,000円（特殊土じょう地帯等にあっては17,535,000円）に移転住居数（法第2条第1項に規定する移転促進区域内の移転しようとする住居の数をいう。）を乗じて得た額（当該住宅団地及び当該住宅団地に係る移転促進区域の自然的、地理的その他の状況、災害の特殊性又は気候風土の差異等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認める場合には、その定めるところにより算定した額。以下「標準額」という。）を超えるときは、標準額をもって本表に掲げる経費に係る補助基本額の合算額とする。この場合、第一号及び第四号に掲げる経費に係る補助基本額は、別に定めるところにより算定するものとする。

- 2 本表に掲げる経費に係る補助基本額の合算額が標準額を超えない場合において国土交通大臣が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより第一号及び第四号に掲げる経費に係る補助基本額を算定するものとする。
- 3 第三号及び第五号に掲げる経費に係る補助基本額は、当該住宅団地の状況に応じ、これらに規定する限度額の合算額の範囲内で、これらの経費に係る補助基本額を一括して算定することを妨げるものではない。

別表第二

補助金交付の条件

補助事業		条 件
一	法第7条第1号 に掲げる経費に係 る補助事業	補助事業により取得し、又は効用の増加した土地 を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならないこ と。
二	法第7条第4号 に掲げる経費に係 る補助事業	(1) 補助事業により取得した土地を譲渡し、交換 し、又は担保に供してはならないこと。  (2) 補助事業により取得した土地の区域を、建築基 準法（昭和25年法律第201号）第39条の災害危険 区域として、建築禁止である旨を条例で定めると ともに、当該区域に係る防災植林その他の措置を 講ずること。